

美祢市監査告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、  
財政援助団体等監査の結果に対する措置状況を次のとおり公表する。

令和6年4月26日

美祢市監査委員	重	村	暢	之
同	荒	山	光	広

## 令和5年度財政援助団体等監査の結果に対する措置状況

- 1 監査の種類  
財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）
- 2 監査の実施場所及び日程  
場所 現地  
日程 令和6年2月1日から2月8日まで
- 3 監査結果及び措置状況  
別紙のとおり

【指導事項】

(美祢市観光協会：美祢市フィルムコミッション)

内容	措置状況	対応状況
【支出伝票について】 支出伝票に添付している請求書及び領収書において、日付を手書き修正しているものがあった。	措置済み	日付の手書き修正は、行わないことを事務局内で共通認識しました。
【消耗品費について】 撮影用消耗品費の支出伝票に添付している請求書において、内容の記載が具体的でないものがあった。	措置済み	具体的な内容がわかるよう記載または添付することにしました。

【検討事項】

内容	措置状況	対応状況
【支出科目について】 補助金実績報告書の決算書において、検討を要する支出科目が見受けられた。	措置済み	適切な支出科目に分類することにしました。

【検討事項】

(子育て支援課：豊田前保育園)

内容	措置状況	対応状況
【指定管理料の積算根拠について】 予算額と決算額が乖離しないよう、年度毎の支出費目や必要経費を把握し、算出根拠を精査されたい。	実施中	今後は、予算額と決算額が乖離しないよう、支出費目や必要経費の把握に努め、適正な指定管理料の積算を行います。

## 【指摘事項】

(紫光会：豊田前保育園)

内容	措置状況	対応状況
【精算項目について】 指定管理料の収支決算報告書について、毎年度記載方法が異なっていた。	実施中	今後は、毎年度決まった様式の収支決算報告書を提出します。

## 【指導事項】

(株みとう駅：道の駅みとう・美東都市と農村交流の館)

内容	措置状況	対応状況
【事業報告書について】 令和4年度指定管理施設事業報告書について、予算額に記載誤りがあった。	措置済み	指定管理施設事業報告書の予算額の修正を行いました。

## 【意見要望】

内容	措置状況	対応状況
【指定管理施設評価分析について】 令和4年度指定管理施設評価分析書も活用し、施設管理を実施していただきたい。	実施中	今後の施設管理に指定管理施設評価分析書も活用していきます。